

機密性2

広島高裁総第1039号

(庶ろ-03)

令和元年12月13日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

広島高等裁判所長官 大門 匡

調停運営協議会の協議結果の要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会の協議結果の要旨は、別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

(協議問題)

1 充実した評議等の民事調停の更なる運営改善策

充実した評議を実現するなどの運営改善策に関し、下記の諸点について、各庁の実情等を伺いたい。

- (1) 第1回期日の事前評議の準備のための調停委員の記録閲覧の機会の確保のため、どのような取組みをしているか。特に、事案複雑のため記録の詳細な検討が必要との理由から自宅にその写しを持ち帰りたいとの申出がある場合、これを認めているか。認めていない場合、裁判所における十分な記録閲覧の機会の確保のためにどのような方策を講じているか。
- (2) 申立書の記載内容が抽象的で具体的な事実の把握が困難な場合に、第1回期日を充実させるために、どのような事前準備をしているか。成功例のみならず、不奏功例についても、具体的に紹介されたい。
- (3) 職権によって事実の調査や調査嘱託等をしたり、現地に赴いたりなどする事例はどの程度あるか。
- (4) 評議その他運営管理面における調停主任、調停委員及び担当書記官の職種間の連携や役割分担の在り方について、工夫例があれば、紹介されたい。
- (5) 事案処理に必要な図書資料の備付けは、各庁にバラツキがないことが望ましいと考えられるが、その選定のための手順はどのようにしているのか。

(■地方裁判所, ■地方裁判所)

2 調停委員の技能向上のための課題と方策

調停委員の技能向上のためOJTや研修としてどのような取組み（例えば、魅力ある研究テーマの工夫、紛争類型ごとの証拠一覧表の整備、事例研究会の開催等）がなされているか、各庁の工夫例等を伺いたい。

([REDACTED]地方裁判所, [REDACTED]地方裁判所, [REDACTED]地方裁判所)

3 調停の利用を促進する広報活動等

調停の利用を促進するための広報活動等に関し、その実施状況、調停協会と裁判所の連携状況等について、各庁の実情等を伺いたい。特に、行政機関相談担当者等（消費生活センター、社会福祉協議会、民生委員等）に対する場合や、調停委員が所属する資格者団体（弁護士、司法書士、社会保険労務士等）に対する場合の具体的な取組み例等があれば、ご紹介いただきたい。

([REDACTED]地方裁判所, [REDACTED]地方裁判所)

【協議結果】

1 協議問題1について

(各庁意見等)

- ・他の事件のために登庁した際などに記録を閲覧しており、記録の写しはもちろんメモも含めて持ち帰りは行っていない。また、全件について、第1回期日直前に裁判官と事前評議を行っている。
- ・必要な場合には、固有名詞をマスキングした記録の写しを持ち帰ることもある。
- ・ある小規模庁においては、別途独立した事前評議期日を設けていると聞いたことがある。
- ・職権による事実調査を行った例はない。相隣関係や騒音などが問題となる事件で現地に出向いたことはあるが、年に二、三件程度である。

(参列員等のコメント)

記録の写しや手控えの持ち帰りについては、「調停委員の手引き」に記載があるとおりである。近時、情報の適切な管理への要求は厳しくなっており、紛失や情報流出といったことがあれば裁判所自体の信頼も失われかねないことから、原則的には遠慮していただきたい。例外的に持ち出しを希望する場合には書記官室に相談していただきたい。

(裁判官のコメント)

- ・記録の写しの持ち帰りについては、情報流出等のリスクを考えれば安易に行うべきではなく、真に必要な場合にやむを得ず持ち帰る場合でも、必要最小限に厳選し、所定の手続を経た上で厳格な管理を行うことを徹底する必要がある。第1回調停期日の事前評議の準備のための記録閲覧の機会の確保の方策として、例えば、内容が複雑で論点が多岐にわたる事件の場合には、調停期日前に別途事前評議期日や事実調査期日を指定し、これらの指定期日に登庁して評議ないし調査に先立って記録を閲覧検討するといった取扱いを活用することも考えられる。
- ・事案把握のために適切と判断される場合は、積極的に現地見分や調査嘱託等を行うことを検討してもよいと思われる。
- ・書記官や調停委員が得た情報は速やかに調停主任を含めた三者間で共有し、把握している事実や法的見解その他方針等についての共通認識の形成・確保が肝要である。
 - ・予算や各庁の選定の実情などの関係上、各庁の図書資料にばらつきが生じていることはうかがわれるが、各庁の実情に応じた選定の結果だと思われるので、事務処理上必要な図書が欠けていることに気付いた場合については個別に申し出でいただきたい。

2 協議問題2について

(各庁意見等)

- ・調停協会主催の研修を年に数度実施しており、最近では「傾聴」のスキルを上げるため、大学の臨床心理士の先生に講師をしていただいた。また、弁護士や司法書士といった専門職から話を聞いたり、近年、交通事件が増加しているので、アジャスターや損害保険会社出身の調停委員が有志で勉強会を行うなどしてスキルを上げている。ただ、みんな仕事が忙しく、参加率が上がらないことが現状の課題となっている。

- ・事件数が減ってきている中にあってはOJTの機会が乏しいため、裁判所主催の模擬調停やロールプレイングが研修として非常に有効である。

・OJTの機会が乏しいため、隔月で自主勉強会を実施し、裁判官にも積極的に参加してもらっている。参加人数が少ないため、発言の機会が多く充実しているが、その反面、参加人数が少ないと問題であるとも思っている。

・年に数度、実務研究会を行っており、簡易裁判所の裁判官、主任書記官、弁護士や部外の専門家の方々に講師をしてもらっているが、顔ぶれと人数が固定化してきており、ニーズの把握が足りていないのではないかと考えている。

(裁判官のコメント)

・事件数が極めて少ない独立簡裁の調停委員は、OJT等の機会が乏しい状態に置かれているのは事実である。そこで、当庁管内では、ここしばらく調停の申立件数が零の独立簡裁の調停委員について、■簡裁の併任とし、経験豊かな調停委員とペアを組んでもらって事件処理に当たってもらうことで経験を積んでいただくことを検討しているところである。

3 協議問題3について

(各庁意見等)

・消費者センター、社労士会、宅建協会などの外部団体から講師の依頼があった際には引き受けるようにしており、模擬調停は非常に好評であった。しかし、そういう機会も、マンパワーによって実施されている面が大きく、継続が難しいことが課題である。

・無料調停相談会の相談件数が激減しており、それが他の無料相談会などが充実してきたからなのか、紛争そのものがなくなってきたからなのかは定かでないが、予算の関係などもあり、どこまでPRできるか、悩ましいと感じている。

・相談件数の少ない無料調停相談会よりも、裁判所主催でピンポイントで行政窓口担当者などへ説明会を行う方法のほうが、広報としてはより効果的であると実感している。

・民事調停がなぜこれだけ減少しているのか、その原因を明らかにしないとやみくもに広報活動を行ってあまり意味がなく、模擬調停など、リアルに訴えかけ

るものがないと広報としては成功しないと思う。

・裁判所と共同で行った相談会、他の省庁や団体が行っている相談会や説明会の相談件数などから、社会に潜んでいる調停の需要はかなりあると思っており、広報活動の必要性を強く感じている。

(裁判官のコメント)

・市民が抱える法的問題に直接関わっている行政機関相談担当者や調停委員が所属する資格団体等に対する広報活動は、紛争を抱えた当事者に対し民事調停という紛争解決手段を教示するきっかけとなり、調停の利用拡大に直結することが期待されるので、今後も継続的な働きかけを行っていただきたい。また、弁護士や司法書士が代理人となっている件数はいまだ少なく、調停制度が持つメリットの理解不足が背景にあると思われるので、弁護士会や司法書士会に対して、改めて民事調停制度のメリットについて理解を深めていただき、より一層の利用を促していく働きかけがあってもよいかと思われる。

第2 家事関係問題

(協議問題)

面会交流が問題となる調停事件においては、調停のいかなる段階で、誰から、どのような事情を、聴取ないし収集すべきか。また、適切かつ効果的な事情聴取を行うための手法や留意すべき点は何か。さらに、事情聴取に当たり、関係職種（調停委員、裁判官、調査官等）や相調停委員間の役割分担ないし連携はどうあるべきか。以下の事例、それ以外の事例も含め、事情聴取がうまくいった場合や失敗した場合、各庁で留意又は工夫していること等をご紹介いただきたい。

1 同居親が、面会交流の実施は相当でないと主張している場合

- (1) 同居親が、別居親の同居親や子に対する暴力を理由にしている場合
- (2) 同居親が、別居親に対する不信感を理由にしている場合
- (3) 同居親が、面会交流の実施が相当でないことの具体的理由を積極的に語ろうとしない場合

- 2 同居親が、子が面会交流を拒否していると主張している場合
- 3 別居親が、「面会交流は親の権利である。」としてその実施を強く主張している場合
- 4 面会交流の頻度、交流時間や場所等の方法について当事者の意見が対立している場合
- 5 同居親が、別居親との間で、面会交流の日時等の調整をすることを拒否している場合
- 6 調査官が関与して裁判所において試行的面会交流が実施された後に開かれた調停期日の場合

(出題趣旨)

面会交流事件においては、当事者の主張や心情が揺れ動きやすく、当事者間の心情的な対立が激しくなる傾向にある。また、子の意向や心情、各人を取り巻く状況が変動する場合もある。そこで、調停委員会が適切かつ効果的な当事者への働き掛けをするためには、当事者から必要十分な事情聴取をすることが重要であるだけでなく、適時適切な評議により、どのような事情を聴取する必要があるのかを検討することも重要である。

そこで、事情聴取の在り方として、調停のいかなる段階で、誰から、どのような事情を、聴取ないし収集すべきか、また、適切かつ効果的な事情聴取を行うための手法や留意すべき点について、意見交換をしたい。

また、事情聴取においては、調停委員がフロントラインに立っておりその中核的役割を担っているものと考えるが、事情聴取における調停委員、調査官、裁判官の役割分担や関係職種の連携の在り方（相調停委員間の役割分担や連携の在り方も含む。）についても、意見交換をしたい。

(■家庭裁判所、■家庭裁判所、■家庭裁判所、■家庭裁判所、■家庭裁判所)

(各庁意見等)

- ・面会交流の調停事件における進行手順や調査官関与についてのチャート図があり、それにのっとって一つずつ段階を踏んで進めている。実情を話してもらえず、話が進まないときは、違った視点での質問をしていくと、面会交流を拒否している本当の理由が判明する場合もある。また、支部のため調査官が常駐していないが、事前のインテークにより、当初から調査官に同席してもらう場合もあるし、膠着した場合には裁判官に入ってもらうケースもあり、常に評議を行いながら進めている。
- ・夫婦関係調整についていない面会交流については、もめている原因が分からないことが多い、そういう場合には周辺のことからいろいろなことを聞いていくようしている。調査官が當時立ち会わない事件においても、メモのやり取りによって情報や意見の交換を行っている。苦労している事案としては、母子支援センターに逃げ込んでいるケースが増えているが、センターの規則の関係で面会交流の時間等の制限があると主張されることがあり、現在調査官による調査を行っている最中である。また、電話会議による調停では電話の相手方の表情が読み取れずもどかしさを感じている。
- ・第三者機関（特定名は出さないようにしている。）の利用を提案し、第三者機関を利用して面会交流を行うケースが増えている。
- ・調停委員が調停後に調停の期日結果を記載したものに対して、裁判官が見た後に必ず次回期日についての進行方針などを記載したメモを作成してくれるので、非常に役立っている。
- ・親ガイダンスの受講後、調査官が感想等を聞く場面に調停委員も同席することが最近行われており、当事者の気持ちを直接感じることができるので問題解決に向けて非常にプラスになっている。全ての事件ではできない点が課題であると思っている。
- ・試行的面会交流について、以前は調停委員が隣室から一緒に見て、子供の表情などの共通の理解を持っていたが、最近は調停と調停の間に試行され調査官からの報

告を聞く形になっており、残念に思っている。

(裁判官のコメント)

有効な働きかけを行うためには対立点が何なのか、その原因、経緯、背景事情が何であるのかといった紛争の実情を把握することが重要であり、各庁が準備しているツールやその使い方など、本日披露していただいたことをそれぞれが持ち帰って今後の調停に役立てていただきたい。